

令和4年10月18日

産業建設常任委員会

総務文教常任委員会 連合審査会 会議録 協議内容

民生常任委員会

◇会議録

- 1 日 時 令和4年10月18日(火)
開 会 14時10分 閉 会 16時39分
- 2 場 所 役場3階会議場
- 3 出 席 者 産業建設常任委員会
委員長 田口廣之 副委員長 岡本眞利子
委 員 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄

総務文教常任委員会
委員長 若山和幸 副委員長 野原恵子
委 員 石川康弘 谷口和弥 芳滝仁 小川純文

民生常任委員会
委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟
委 員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子

議 長 寺林俊幸 (以上18名)
- 4 説 明 員 町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企画総務部長 山端広和
経 済 部 長 岡田直之 保健福祉部長 檜木良美
忠類総合支所長 笹原敏文 政策推進課長 白坂博司
商工観光課長 西嶋 慎 農 林 課 長 高橋修二
福 祉 課 長 亀田貴仁 保健福祉課長 高橋宏邦
商工労政係長 中山 仁
- 5 傍 聴 者 12名
- 6 事 務 局 局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 7 審査事項及び内容
産業建設常任委員会に付託された議案の審査について

(1)議案第98号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第9号）

その他

◇調査内容

(開会 14 : 10)

[開会]

○委員長（田口廣之） これより、インターネット中継を始めます。

ただいまより、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会、民生常任委員会、連合審査会を開会いたします。

産業建設常任委員会委員長の田口でございます。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において、産業建設常任委員会に付託されました、議案第98号については、総務文教、民生両委員会の所管に関連があることから、両委員会に連合審査会開催の申入れをし、同意をいただきましたことから、会議規則第71条の規定に基づく連合審査会を開催し、審査をすることとなりました。

連合審査会の議事につきましては、議会運営に関する基準116により、私がその大任を仰せつかることとなります。

不慣れではありますが、議案審査について闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

[連合審査の確認]

○委員長（田口廣之） ここで、連合審査会について確認させていただきます。

連合審査会につきましては、会議規則第71条の規定に基づき開催されるものですが、その取扱い等については、会議規則の留意点（第7章委員会）第71条（連合審査会）及び議会運営に関する基準第8章委員会に定められています。

まず、開催に当たっては、付託された事件が他の委員会の所管に関連がある場合に開くことができるとされ、連合審査会では、審査のための説明、質疑、意見を行うと定められております。

また、議案に対する討論、採決、審査報告については、付託された委員会が行うと定められています。

したがいまして、この連合審査会におきましては、提案説明、質疑、意見までとさせていただきます。

なお、各委員におかれましては、所属する委員会の所管事項を主眼とした、闊達な質疑をお願いいたします。

[一括議題]

○委員長（田口廣之） それでは、1、産業建設常任委員会に付託された議案の審査について、（1）議案第98号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第98号は補正予算でありますので、款ごとに執行部側から説明を受け、質疑を行い、全ての款が終わりましたら、全体を通しての質疑を行います。

説明を求めます。

2款総務費について、説明はありますか。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 本委員会では、本日お配りをしております資料に基づきまして、各担当部長から補足説明をさせていただきます。

はじめに、2 款総務費の電子地域通貨導入支援事業につきましてご説明いたします。

本日配布いたしました資料の 1 をご覧ください。

はじめに、事業の趣旨であります。幕別町商工会が新たに取り組むキャッシュレス決済の推進と町内のみで利用できる地域通貨の特性を生かした電子地域通貨の導入に対する補助と、事業開始時の利用促進キャンペーンとして、電子地域通貨チャージ額に応じたプレミアムポイント分等に対して補助を行うことにより、地域経済の循環を図り、町内中小企業の発展と、より多くの方に利用してもらえる電子地域通貨を目指すものであります。

次に、事業内容についてであります。

1 の電子地域通貨の概要についてであります。

はじめに、電子地域通貨についてご説明いたしますので、別にお配りをしております A 4 横判の別添資料、電子地域通貨の導入についての 1 ページをご覧ください。

1 の電子地域通貨の概要についてであります。

はじめに、電子地域通貨についてであります。1 の電子地域通貨に関する用語の説明の電子通貨をご覧ください。

電子通貨とは、現物としてのお金ではなく、お金の価値をデータ化し、カードやスマホなどにお金としての機能を持たせたものをいいます。

本事業を簡単にイメージしていただけるのは、ここに例示をしております、コンビニやスーパー等でも導入しているプリペイドカードを町の商工会が発行し、地域で使っていただくイメージであります。

電子通貨の種類は、あらかじめ金額をチャージしておくことで利用可能となる先払い式(プリペイド式)と登録しておいたクレジットカードから決済後に引き落とされる後払い式(ポストペイ式)があります。

電子通貨のうち、中ほどに記載のとおり、特定の店舗や地域内だけで流通、利用できるものを電子地域通貨といいます。

自治体や地域の企業、商店街などが独自に発行し、利用可能な地域や期間、使い道も限定されることが多く、法定通貨の円よりも自由度は低いですが、同じように使うことができるため、地域経済の活性化や地域経済の循環を促す効果があると考えられております。

利用形式としては、プリペイドカードや携帯アプリがあり、プリペイドカードは、もともと決められた金額または事前にチャージした金額分の買物ができるものであります。

利用者にとっては、使い過ぎの心配がなく、現金払いとは異なり、お釣りが出ないので会計がスムーズに済むメリットがあります。

A 4 縦の資料 1 にお戻りください。

事業内容の 1、電子地域通貨の概要についての(1)であります。事業実施主体は幕別町商工会。

(2)電子地域通貨の名称は、まく P a y (ペイ)。

(3) 電子地域通貨参加事業者は、幕別町商工会会員のうち参加登録をした事業者で、商工会の正会員と賛助会員の一部であります。

(4) 電子地域通貨を利用できる方は、町内外を問わず全ての方にご利用いただけます。

(5) 利用形式は、プリペイドカード(先払い式のカード)と携帯アプリになります。

(6) ポイント付与率は、チャージ額の1%。

(7) 1回当たりのチャージ上限額は、4万5千円。

(8) 1カード当たりのチャージ上限額は、10万円。

(9) 電子地域通貨の有効期限は、最終利用日から2年間であります。

(10) カード発行の流れであります。①に記載のとおり、参加店や商工会に行き、カード発行を希望する旨を申し出ていただき、チャージする金額を支払うことで、プリペイドカードがその場で発行されます。

携帯アプリを使用する場合は、プリペイドカード発行後に携帯電話にアプリをダウンロードし、そのアプリにカード番号を入力することにより利用可能となります。

(11) 参加事業者の負担は、各事業所での電子地域通貨決済額、これは利用額になりますが1.8%。

(12) 参加事業者の収支の精算は、一月に2回を予定しております。

(13) 事業開始日は、本年12月1日からを予定しております。

次に、2の導入キャンペーンについてであります。

導入キャンペーンは、より多くの方に「まくP a y」を利用していただくための利用促進キャンペーンとして、今までのプレミアム商品券に代わる取組として実施をするものであります。

(1) 実施期間は、事業開始日の本年12月1日から令和5年1月31日を予定しており、(2) ポイント付与率は、チャージ額の30%を予定しております。

なお、実施方法の詳細につきましては、現在、検討中であります。

次に、予算積算基礎につきましてご説明いたします。

1の電子地域通貨システム導入に係る経費であります。残高管理システム及び参加店と利用者向けアプリの初期費用が3,537万円、決済用端末のタブレットが300台で1,858万7千円、1台当たりいたしますと約6万1,900円になります。

レシート印刷用のモバイルプリンターが300台で570万9,000円、1台当たりいたしますと約1万9千円であります。

広告宣伝費が138万6千円、事務経費が101万円であります。

次に、2の導入キャンペーンに係る経費であります。プレミアムポイント分としてチャージ総額1億円の30%に相当いたします3,000万円、広告宣伝費が110万6千円、事務経費が165万2千円で、事業費の合計は9,482万円であります。

次に、電子地域通貨事業の詳細につきまして、先ほどのA4横判の別添資料に基づきご説明いたします。

別添資料の2ページをご覧ください。

2、幕別町の商工業の現状の(1)は、経済センサスによる町内の事業所数と従業者数の推移であります。下から2番目の欄にありますとおり、平成21年の民間事業所の総数1,021事業所に対し、令和3年は956事業所と65事業所が減少しており、中ほどの卸売業、小売業につきましても、平成21年の249事業所に対しまして、令和3年は

209事業所と、12年間で40事業所が減少している現状にあります。

次に、3ページをご覧ください。

(2)は、幕別町商工会が令和3年12月から本年2月にかけて実施した、商工会員のインターネット環境及びキャッシュレス決済に関するアンケート調査の結果であります。

調査対象事業者数328事業者に対しアンケートを行い、184事業者、率にして56.1%の回答があったところであります。

回答があった事業者のうち、①にありますとおり、インターネット環境の導入状況につきましては、導入済みが155者、率にして84.2%、未導入が28者、率にして15.2%でありました。

②のキャッシュレス決済の導入状況につきましては、導入済み・導入予定が50者、率にして27.2%、未導入が131者、率にして71.2%であり、町内においてキャッシュレス決済の導入が進んでいない現状が浮き彫りになったところであります。

③の今後の商工会等との端末機による情報伝達方法・キャッシュレス方策など商業振興を図る上で、商工会としてどのように取り組むのが良いかとの問いに対し、時代の流れに乗り遅れないよう商工会の取組として積極的に進めたほうが良いが26者、率にして14.1%、導入費用や端末操作に不安や大きな負担が無いように取り進めたほうが良いが87者、率にして47.3%であり、先ほどの積極的に進めたほうが良いと合わせて113者、率にして61.4%の方がキャッシュレス決済の導入等に対して肯定的な考えでありました。

4ページをお開きください。

3、電子地域通貨の導入に関するこれまでの経過であります。令和3年12月17日に商工会から町に対し、電子地域通貨の導入についての相談があり、12月27日に商工会が実施した会員に対するインターネット環境等のアンケート調査、これは先ほどご説明したアンケート調査であります。これを皮切りに、本年3月4日に商工会内に電子地域通貨導入検討会を立ち上げ、導入に向けた検討を進めてまいりました。

その後、商工会の理事会及び総代会を経て、6月22日に商工会から町に対し、電子地域通貨導入に伴う補助要請があったところであります。

その後、7月5日の第2回理事会において電子地域通貨の取組案について決定し、7月20日の臨時総代会において電子地域通貨の導入に伴う商工会定款を一部改正し、電子地域通貨の導入を正式決定したところであります。

7月28日には、電子地域通貨導入検討会に代わる電子地域通貨事業運営委員会を設立し、参加事業者の拡大や事業開始に向けた準備を進めているところであります。

5ページをお開きください。

4、電子地域通貨の概要になりますが、先ほどご説明した部分は省略させていただきますが、(3)電子地域通貨参加事業者は商工会会員のうち参加登録をした事業者で、商工会の正会員と賛助会員のうち町有施設で営業をしている事業者、これは忠類のホテルアルコと道の駅忠類であります。

それと、町が出資する事業者、これは札内川ゴルフ場になります。あとは宿泊業者、それと町内に本店を置く事業者としております。

(5)利用形式はプリペイドカードと携帯アプリですが、カードには一般用とギフト用があり、一般用はチャージ可能なカードですが、ギフト用は、これまでの商工会の

共通商品券に代わるもので、チャージができない使い切りタイプのカード、電子商品券であります。

まぐ P a y カードのデザインは中段にありますデザイン案を予定しており、左側がプリペイドカード、右側がギフトカードであります。

6 ページをご覧ください。

利用者における、まぐ P a y の利用方法であります。

カード発行から利用までの流れは、まず①に記載のとおり、利用希望者が参加店または商工会に行き、チャージする金額を支払うとプリペイドカードがその場で発行されます。

携帯アプリ形式を希望する場合は、プリペイドカードの発行後に携帯電話にアプリをダウンロードし、そのアプリにプリペイドカードの番号を入力することで利用可能となります。

実際に店舗で利用する際は、商品の購入時にプリペイドカードか携帯アプリのQRコードを提示し、店のタブレットで読み込む方法により電子地域通貨で支払いをします。

事業者は、タブレットにより決済処理し、利用者はレシートを受け取り、取引完了となります。

事業者における、まぐ P a y の取扱い方法であります。

まず、利用者の支払い時に、既存のレジ等で販売商品の合計金額を集計します。

既存のレジとは連動しておりませんので、タブレットを使用し、改めて合計金額を入力し、利用者のQRコードを読み取り、決済処理します。

③に記載のとおり、残高が記載されたレシートが発行されますので、レシートを利用者に渡して取引完了となります。

7 ページをご覧ください。

10月17日、昨日現在の電子地域通貨の参加事業者数であります。

業種ごとに、幕別地区、札内地区、忠類地区、賛助会員別に集計をしております。幕別地区62者、札内地区69者、忠類地区16者、賛助会員2者の、合計149者で、商工会会員数324者に対し46.0%の加入率となっております。

なお、昨年実施をいたしましたスーパープレミアム商品券では、160事業所での利用がなされておりますが、この中にはコロナ禍でのスーパープレミアム商品券の特例として商工会非会員の飲食店が13事業所含まれており、これを除きますと147事業所でスーパープレミアム商品券が使われているということになります。

8 ページをご覧ください。

6、電子地域通貨事業の収支見込みについてであります。

令和4年度から令和7年度の4年間で導入初期段階と考え、この間に参加事業者と利用者を増やす取組を集中的に行い、導入5年目の令和8年度以降の安定経営を目指した収支見込みとなっております。

令和4年度からご説明いたします。

左側の基礎の欄ですが、これは収支見込みを立てる上での基礎数値であります。

令和4年度は、12月1日からの導入予定でありますので、4か月間の見込みとなります。

1の参加事業所数は150事業所、2の登録者数、これは利用者数であります、町

内外合わせて7千人、5の電子地域通貨利用率、これは常時利用する人の割合であります、50%と見込んでおりますので、6の常時利用者数は2の登録者数に5の電子地域通貨利用率を乗じた3,500人となります。

7の月当たり利用総額は、6の常時利用者数に下段の参考欄の10、1人当たり月額チャージ額の見込みであります5千円を乗じた1,750万円となります。

8の年当たりの利用総額は7,000万円、9の1店舗当たりの一月の利用額は11万7千円を見込んでおります。

これらの基礎数値を基に収支を計算いたしますと、収入の①決済手数料の年額であります、商工会が参加事業者から収入するもので、負担率は決済額の1.8%としており、基礎欄の8の年当たりの利用総額に1.8%を乗じた126万円となります。

②は、商工会の一般会計からの繰入金であります。

令和4年度は、①の決済手数料のみでありますので、収入の合計は126万円であります。

次に、支出になります。

③は利用者に対するチャージ額に応じたポイント付与分ではありますが、1%をポイント還元率としておりますので、8の年当たりの利用額に1%を乗じた70万円となります。

④と⑤は商工会が運営会社に支払うシステム利用料であり、④の電子地域通貨システム利用料は、利用額の0.55%とされておりますので、8の年当たりの利用総額に0.55%を乗じた38万5千円となります。

⑤は残高管理システム利用料であります、年額184万8千円の固定金額となっております。

これにつきましては、運営会社の方針で、導入から4年間は無料としておりますことから、令和8年度以降に発生するものであります。

⑥の事務・通信費は、商工会の事務・通信費で、令和4年度は8万円を見込んでおります。

③から⑥を合計いたしますと、令和4年度の支出の合計は116万5千円となり、その下の単年度収支見込は9万5千円のプラスとなる見込みであります。

なお、一番下の参考欄の10にありますとおり、1人当たりの月額チャージ額は5千円と見込んでおります。

次に、令和8年度についてご説明いたします。

1の参加事業所数は、令和8年度以降は170事業所を見込んでおります。

2の登録者数は、町内外合わせて1万1,600人、5の電子地域通貨利用率は55%と見込んでおりますので、6の常時利用者数は6,380人となります。

7の月当たり利用総額は5,742万円、8の年当たりの利用総額は6億8,904万円、9の1店舗当たりの一月の利用額は33万8千円を見込んでおります。

これらの基礎数値を基に収支を計算いたしますと、収入の①決済手数料の年額は1,240万3千円、②の商工会からの繰入金は37万円であり、収入の合計は1,277万3千円であります。

次に、支出になります。

③のポイント付与分は689万円、④の電子地域通貨システム利用料は379万円、⑤の残高管理システム利用料は年額184万8千円の固定金額であります。

⑥の事務・通信費は、年24万円を見込んでおります。

③から⑥を合計いたしますと、令和8年度の支出の合計は1,276万8千円となり、その下の単年度収支見込は5千円のプラスとなる見込みであります。

なお、一番下の参考欄の10にありますとおり、1人当たりの月額チャージ額は9千円と見込んでおります。

9ページをご覧ください。

7、電子地域通貨導入後の運用についてであります。

電子地域通貨を地域に根づかせるための取組として、取組例の①にありますように、ポイントキャンペーン事業を実施してまいる予定であります。

今年度は本日補正予算を提案させていただきましたが、今後におきましては、商工会と協議の上、必要に応じて検討してまいります。

②の消費者が利用しやすい環境づくりであります。何といたっても最も重要なのは、参加事業者数の拡大であります。

安定経営を目指す令和8年度は、170者を目指してまいります。

さらに、③にありますとおり、検診やボランティア活動など、町が指定する取組に参加することでためることができるポイントであります「行政ポイントの導入」につきましても検討してまいります。

最後になりますが、現在では大手キャッシュレス決済サービスが全国どこでも普及し始めています。

便利さが同じならば、利用者は取扱店舗の多さやキャンペーンのお得さなどで比較しがちなため、他のサービスと競合を強いられます。

したがって、他のサービスにない付加価値やメリットを提示していく必要があります。

本事業は、まだスタートラインにも立っておりませんが、町内の事業者にとりましても、キャッシュレス決済の導入は、避けては通れない流れとなっております。

本事業を機に商工会の会員事業者が、生き残りをかけて魅力ある店舗と魅力ある商品づくりに全力で取り組み、この電子地域通貨の利用者を増やし、利用者の皆さんに地域のために役立てたい、地元のコミュニティを応援したい、顔が見える関係を大切にしたい、そう思ってもらえるように町も商工会と一体となって取り組んでまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点だけ質問させていただきます。

その前に、最後にありましたように、経済部長の決意も聞いて、この事業を何としても成功させる、そういうことについては私も大いに応援していきたい、そのために役割を果たしていきたい、そういうふうな思いにさせられたところでありました。

質問の中身というのは、開始日が12月ということでありました。ものすごく切迫しているのだと思うのです。それまでに商工会等の、討議の経過も資料で示していただきましたけれども、実質スタートは今日予算が通ってということになるわけなものですから、そこから僅かな期間で準備をしなくてはならない、このことがちょっと心配

であります。

特に、3月の中旬から、地域おこし協力隊ですけれども、この件では2名募集していて、途中から1名の任命が決まっていることは承知しておりますけれども、とうとう1人体制のまま今日を迎えている、そういう中で準備の進行状況、準備がちゃんと、とにかくスタートからちゃんと成功することが大事だと思うから、そして導入期間の、ポイントが30%というこの期間がすごく忙しくなるのだと思うものだから、最初は肝心なのだと思うのです。

ですから、準備の体制が大丈夫かということを、地域おこし協力隊のもう一人の採用のことも含めてお答えをいただきたいなと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 今お話がありましたように、事業開始予定日は12月を予定しております。実質、今10月18日ですので、1か月少しの期間でございます。

これまで地域おこし協力隊1名が8月から採用されておまして、主にシステムの組立てをしていただいております。そのほか、もともとがそういったシステム会社に勤めていた方でありますので、事業者への説明、あとは勧誘、募集を今現在やっております。今後につきましては、その方を中心に、これから始まった後の運用のオペレーションの仕組みづくりに全力を尽くしていただきたいと思いますと思っております。

なお、これにつきましては、部長からもお話がございましたように、商工会単独ではなかなか難しいものもございます。なので、町も一丸となって協力して一緒にやっていきたいと思っております。

準備につきましては、特に導入する事業者が使い方に慣れることが一番大事でございます。そこにつきましては、端末等が届き次第、細かな説明を通じて、より親切に説明し、12月以降は円滑に運用していただけるよう努めてまいります。

もう1名につきましては、今現在も募集はしているところでございます。なかなか今現在応募がないのですが、引き続き募集をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかにありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それでは、若干質疑をさせていただきたいと思っております。

古い話になりますけれども、30年ほど前、商工会の会員の中で組合をつくりまして、パークカード、パークスタンプシール、そしてカードという事業を30年ぐらい前に立ち上げて、残念ながら種々の事情で昨年いっぱい休止ということで、残念だなとは思っておりますけれども、そうした中で新しい取組として、当然これからは方向性としてはもうキャッシュレスの時代に向かうのだらうと、それは私も認識をしております。

ただ、町内の消費を町内の商店街にとどめる、環流させるという意味では、似たような仕組みになっているのだらうと思うのです。

それで、そういった現状の中、今さら私が言うまでもなく、いろいろな諸事情の中で、時代の流れもありまして、地元の商店街は、後継者不足ですとか、あるいはまた経営者の高齢化ということでかなり減ってきて、今の姿になっているわけでありましてけれども、そうした中で今取組もうという事業でありますけれども、カードにしても地域通貨にしても何にしてもそうだと思うのですけれども、基本的な考え方として

は、やっぱり消費者が使い勝手がいい、あるいはまた制度そのものが、カードあるいはそういったものが消費者にとって魅力のあるものでなければ、私は広がっていかないだろうと思っています。

使い勝手がいいということは、使える、キャッシュレスというか今やろうとしているものが多くの商店で、商店がたくさんあって集積していて、その中でお客さんが店を選んで買物をするところがたくさんあるという意味だと思います。それと、魅力あるというものでありますけれども、これはやはりポイントですとか消費者にとって有利な、イベントですとか、そういったものと絡めて販促活動を行っていくということだと私は押さえております。特に利用者の使用勝手ということを考えますと、やはり私は、日常生活の中で毎日のように買うようなもの、食料品ですとか日用雑貨、こういった店が複数あって、お客さんが選んで買物に行けるような状況にないと、なかなか年に一度、月に一度買物する店に行って、これを使ってどんどんチャージして買物をしようということには、私はなっていないのではないかと心配をしております。

そして、加盟店も会員の皆さん、役員の皆さんの努力によって150ぐらいになったということで喜ばしいなと思っているのですけれども、ただ、私は、これは中身の問題だと思うのです。件数ではなくて、生活していく上で毎日買物するようなお店がどのぐらい入っているか。ここにも書いてありますけれども、これが多いか少ないかは別として、これが私は成否のポイント、鍵を握るのだろうと思っています。

それと、還元率ですけれども、昔のパークカード、これは1.25%でした。今回は1%ということで、これを利用していろんな販促活動ができるのでしょうから、そこは深追いしませんが、1%ぐらいでは、なかなか消費者が手を伸ばすようなことになっていくのかな。これを利用していろんな販促活動をすれば、また道は開けてくるのだろうと思いますけれども、なかなか1%では、これは消費者にとって得だから、これを使って買物をどんどんしようということには、残念ながらなっていくのかなというような気がしております。

もう一つは大型店の問題なのですけれども、先般の新聞報道によりますと、大型店に対しても云々というようなことも書いてありました。明確なことは書いてありませんでしたけれども、そういうことが書いてありました。

私は、この制度が成功するか否かというのは、やはり大型店の対応だと思っています。ただ、大型店を入れると、利用者は確かに利用勝手がよくなります。ただ、本来の目的である地元の小売店の売上げを、囲い込みというのでしょうか、そこで完了させるという目的と矛盾してくるのです。非常にそういった意味では、悩ましいことだと思うのですけれども、ただ、いずれにしても利用者の立場から考えれば、大型店を入れて、どんどん買物を選んで、自分で店を選んで買物に行くということが広がっていく意味では、もう必要不可欠なことだと思います。それで、大型店の対応、その見込みについて伺います。

それと、行政ポイントですけれども、ここで私、今日初めてこの資料を見たものですから、よくあれなのだと思いますけれども、私ども産建で過去に道内の先進地を視察してまいりました。

非常に私も視察をさせていただいて、行政側の本気度というのでしょうか、これにかける、この制度にかける意気込み、これは本当に強く感じました。その町は、地元で商店街の収益もかなりあります。飲食店も観光も、本当にそういった意味では、人

口は1万人程度ですけれども、我が町の3分の1、2.5分の1ぐらいですか。でも、商店街の収益はものすごくあるところでした。それで、行政ポイントなのですけれども、これから出てくるでしょうけれども、極端な話しすると、住民税非課税世帯のコロナの給付金がありますよね。こういったものも入れているのです。びっくりするぐらい入れているのですね。

これがいいか悪いかは、これを使う受皿がどの程度充実しているか、これによるのだろうと思うのです。お客さんがどんどん買物に行く店がたくさんあって、日常もそこで買物している。そして、行政ポイントもこれに入れてくれて、それも使える。これはもう本当に望ましい姿だと思うのですけれども、これ、行政ポイントを入れないと、なかなか広がっていかない、魅力のあるものになっていかないとはいいながら、またこれを入れて、今度使う店がないとすると、今度はまた住民サイドから言うと、どこで使うのよという声も出てくるのだろうと思う。これは本当に悩ましいことだと思うのですけれども、この行政ポイントなのですけれども、どの程度まで、現段階でいいのですけれども、健康ポイントですとか、いろいろなそういう部分だと思うのですけれども、これらに対する見通し。

それと、この資料を、今、見させていただいたのですけれども、収支見込みの8ページ、これを見ますと、収入の合計が安定期に入って1.8%の手数料、それから商工会からの一般会計からの繰入れ、年額を入れて1,277万3千円、安定期です。令和8年からですね。そして、この下を見ると、システムの利用料、これが4年間はいadakimase. そして令和8年、5年目からいただきますということで、184万8千円いただきますと。そしてこの差引きをしますと、見込みですけれども、合計がその下に5千円、5千円、2万円となっていますよね。それで早い話が、最初まけていただいているときはいいのですけれども、この安定期に入ってくると、なかなか余剰金というのでしょうか、これが安定して出てくるのかなと思うのですけれども、この辺ちょっと資料を、今、早見したのであれですけれども、説明をしていただきたい。

とりあえず1度目の質問をさせていただきました。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 大きく3つの質問だと思いますので、その点について、ご説明いたします。

まず、大型店の取扱見込みの部分だと思います。

今、商工会の会員の参加者数は、今現在149者。ただ、これにつきましては昨日現在で、今この瞬間も商工会の事務局の方が町内を回って、会員の獲得に努めているところでございます。

それで、大型店につきましては、スーパーにつきましては、今現在、町内それぞれの独自のキャッシュレス決済を持っておりまして、レジが混み合う時間帯において、今、このシステムはレジと連動しておりません。そのため、タブレット操作を独自に行うことがシステム上困難というお話を、それぞれ聞いているところでございます。そのため、今現在につきましては、スーパーの加盟というのが難しいです。ただ、今後、将来的には、まだ未定でありますけれども、スーパーを含めて、そこについてはまだ考える余地はあるのかもしれない。

ただ、今、委員のおっしゃったように、この事業というのは、あくまで中小企業を守るための取組でございます。商工会とも協議しながら、その点については検討して

いきたいと思っています。

次に2番目、行政ポイントのところでございます。

行政ポイントにつきましては、今回の事業につきましては、これまで行政の活動だとかに参加しても、なかなかお金としての保障というか、効果というのが出てこないところを、この取組を通じて行政ポイントで得た部分をお金に可視化して、そして地域の経済につなげていくというのが、1つのポイントでございます。

ただ、行政ポイントにつきましては、今現在3か年の実施計画の中で検討しているところでございます。そのため、明確にはお答えできませんけれども、そういったことは将来的につなげていくことで考えております。

3番目でございます。収支見込みについてでございます。

こちらの額、8ページにつきましては、4年間で導入を初期でいろいろと組み立てて試行錯誤して、令和8年度には自主運営ということを前提に考えております。そのため、令和8年度には最低この金額で運営していきたい。それ以上のことは、できればそれは当然いいことでありますけれども、そのためには、やはり参加事業者数を増やすこと、そして多くの利用者がカードを持つことによって、この単年度収支の部分につきましては、多くなってくると思っております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私は事業主体である商工会員ですから、反対はしないのですよ。

しませんけれども、うまくいってほしいという思いで聞いているのです。

それで、今、課長のお話によると、大型店についても云々と新聞に、僕は入っていることと、いろいろ両面ありますよね。だから難しいなとは思っているのですが、ただ、地域通貨そのものを発展させようとしたら、そこが鍵だから、そこを決めて提案してこなければ駄目。

それともう一つは、行政ポイントも同じ。町としてこれだけのポイントを付与しますということをパッケージで出さないと、これから考えます、それは交渉中ですよ。って、これでといったって、なかなかこの数字見て、これでぎりぎりでしょう。これはマイナスになったらマイナスになる話ですから、これからやることについては数字的なことはあまり詰めませんが、ただ、やっぱりこの制度そのものをパッケージで、これでいきたいといって出してこなかったら、これはこれから考えます、あれは交渉中ですよ、多分駄目でしょうということでは、と僕は思う。町長、どう。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） まず、大型店の関係でありますけれども、今回の取組は商工会が自分たちの会員のキャッシュレス決済の導入率の低さ、そして生き残りをかけて導入をしたいということで決めたものでありまして、既存のスーパーは既に自社の電子地域通貨を発行しているわけなのです。

ですから、そこで使いたかったら、私も何とかカードを持っていますけれども、それを使えばいいわけでありまして、商工会は自分たちの店で使ってほしいからこれをやりたい、そのためには商工会も、先ほど私言いましたけれども、生き残りをかけて魅力的な店をつくって、魅力的なものを置いてやっていかななくてはならないということを、ようやく今気づいたと言ったら失礼ですが、そうなのです。

ですから、基本的に商工会の考えは、大型スーパーでは使ってもらおうということとは

考えておりません。しかしながら、選択肢の一つとしては、そういったことも財源の確保という観点からは避けては通れない道ですので、実際に町内にある大手スーパー3社の確認はしているとお聞きをしています。しかしながら、既存のシステムが確立されておりますので、そのシステムの改修に多額の費用がかかると、そういったこともありまして、ご協力ができるという答えはもらってはいないというのが現状であります。

また、行政ポイントにつきましても、今、内部で検討はしておりますけれども、あまり当初から、夢のあることも語れませんので、導入スタート時には間に合わないとは思いますが、できる限りそういったことにも取り組めるように町としても努力はしたいと考えております。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 基本的な考え方、これは部長が言うように、やはり根っこは地元の中小の商店を守るというか、そこに主眼を置いて考え出した事業だと思う。僕はそれでいいと思う、考え方は。

ただ一方、そうは言いながら、大型店に行っても交渉してお願いしているというのは、これ矛盾する話だから。ということは、大型店が入ると、もちろん利用者は増えると思う。けれども、当初の目的である地元の商店街をどう守っていくか、環流させるかということは、もうやっても今と同じ状態、それをやってしまうと。

だけれども、僕は、これはどちらがいいとは言えないけれども、両方考え方があると思うけれども、そこをきちっとしないと、やっぱり理念がぼけると何のためにという。結局、大型店にも使うよ、分かるのだよ、財政的なことは。ただ、使わせたら、今と同じよ。大型店にほとんどが行ってしまっていて、地元は何も救われない。これは本当に、僕はそういう立場にないけれども、やはり行政側と商工会と本当に詰めて、もうそこで、よし、これでいこうと、生き残るために。やっぱりそこは外しては駄目だと思う。

それと行政ポイント。これももう12月から始まると言っているのに、これ、だって町民の皆さんに周知しなくてはいけないでしょう。これから考えますでは僕はもう絶対、どちらが遅いのか早いのか分からないけれども、やはりボタンのかけ違いとか、駄目だと思うな。そこはきちっと決めて、町として、行政ポイントでこれだけ支援しますと、ですから皆さん、このカードを使ってくださいということにならないと、中途半端でやると中途半端で終わってしまうよ。私は、そういう心配。僕はパークカードの話したけれども、これはやっぱり時代の流れで、僕は仕方がなかったと思う。誰の責任でもないと思う。ただ、同じ道は歩んでほしくないと思うから言っている。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 先ほど1点目の大型店でありますけれども、先ほど私、はじめに申し上げましたとおり、大型店のためにやるのではなくて、地元の商工会の会員のためにやるというのが大前提であります。

しかしながら、検討の過程の中で様々なことを検討しなければならないのでありまして、その検討の一つとして大型店がどうでしょう、入る見込みがあるのかどうかということを確認しただけであって、基本的な線は商工会が言っている地元の商店街を守る、それです。

あと、行政ポイントにつきましては、確かに取組が遅くて申し訳ありません。これ今日の予算提案になりましたけれども、先ほど経過の中でご説明申し上げましたとおり、商工会からはずっと早い段階から我々のほうに要求があって、商工会の内部でも検討はしてまいりましたけれども、実際に動きが悪い状況でもありました。そのために、私も商工会長に本当にこれでいけるのかいということを何度も打合せをしていたこともあります。商工会、本体事業がはっきりしないのに我々行政内部で行政ポイントについての議論を深めるということにはなりませんし、行政ポイントについては年度途中からとなりますので、今、実施中の3か年の実施計画に位置づけた上で、しっかりできるところから取り組んでいくということで考えております。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） なかなか理解、私はしかねるところ、そこはね。ただ、これは良いか悪いかを判断してくれといえ、それはしなくてはならない。

ただ、やっぱり言うておかななくてはならないのは、あまりにも中途半端というのかな、確たるものをきちっとつくり上げて、もうこれでいきますと、これで判断してくださいという出来上がったものを出さないと、これから考えますとか、今交渉中ですよというのは、そうしたら何を根拠に我々は良いとか悪いとかと言え、いいのかということになってくる。

それと、さっきの数字の話ですけれども、これ、1%の付与分、支出の部分ですよ。これだとか0.55%かな、これが変わってくると、収入も支出も同じなのですから、こういうような数字、要するに収入と支出の差で、これがちょっと狂うとマイナスになる話になってくるのですけれども、これは当然、事業主体である商工会が負担をするというか、補填するという押さえでいいのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 赤字になった場合の関係だと思っておりますけれども、この数式の中では、収入の部分は①の部分で1.8%、そして支出の部が③から⑥の合計額となっております。収入の部分につきましては、令和8年度から固定費が発生していきます。その関係もありますが、この事業は商工会のこれからの中心的な事業となっていくと思います。そのため、収入の②のところで、商工会の一般会計、地域振興事業費からの繰入れという形で事業を進めていく考えでございます。その結果、収入と支出の差引きがマイナスにならない計算となっております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 早い話が赤字になっても町の補填というか持ち出しはないということで、商工会の繰入金というか、商工会の持ち出しで赤字になれば補填していくという押さえでいいのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） もともと商工会は千葉委員ご承知のとおり自主財源というのは少なく、商工会の運営自体には、もともと町からも補助金を出させていただいております。ですから、お金に色がついていない部分もありますけれども、商工会の一般会計からの補填ということで考えております。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 部長、そういう言い方をされるとね。ということは、その積算根

拠があるではない。これに何ぼかかるからこれだけ補助してくださいということになるわけでしょう。お金に色がついていないとかと言い出したら、そんなもの全然信用も何もできない話だよ。積算根拠があって補助するわけだから、当然その中に入っていたらどうするの、そこを聞いているのだよ。もし商工会で赤字になったら、その分として例えば50万円なら50万円、30万円なら30万円お願いしますと、町に来たらどうするの。

○委員長（田口廣之） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、収支の関係からお答えをしたいというふうに思いますけれども、収支上は、今のところ完全に自主運営ができない、その分を地域振興事業から捻出をするという、そういう試算をしているわけでありまして、地域振興事業は将来的に商工振興事業にいろんな事業があって使っていくための事業費でありますので、そこはその事業費の中で商工会独自にやりくりしながらこっちに回そうかということも考えられるという意味で、この中から出してはどうかと。ただ、それでもほかに必要な事業があれば、これは町が赤字分として出すということは考えなくてはならないと、そういう余地はあるのだろうなと思っております。

それと、この事業の本質的な部分、先ほどからお話がありましたけれども、やはり今後のキャッシュレス時代、これは間違いなく到来するわけありますから、これに備えることは必要であると。私は現金崇拜主義ですから現金しか持っていませんけれども、今の若い方は、もう30代、40代以下といったらいいですか、ほとんどピッピッピで終わるのですね。これはもう我々がいなくなったら、必ずもうそういう時代になるわけありますから、今からそれに備える必要があるだろうと。ましてや今、臨時交付金という財源がありますから、まさに千載一遇のチャンスでありまして、これを逃すと町で1億円のお金を出すというのは、ほとんど難しいということでありますから、まずは来るべきキャッシュレス時代に備える一つの体制づくりをしなくてはならない。

ただ、体制をつくっても、これは5年10年で破綻するということにはなりませんから、そこはしっかりした収支計画をつくっていく。そのためにどうすればいいかというと、いかに消費者にとって利用してもらえるかということに尽きるわけあります。そのためには、今、プレミアム商品券、3回やってきました。これは160者程度加盟をして、やればやるほど申込みは増えてきているということでもありますから、私は最低でも、最低ラインとして利用しやすい制度にするためには160者程度は必要だろうという一つの線引きを考えておりまして、それで商工会に対しても、160とは言いません。150者程度、それが利用しやすい制度となるためには必要なラインですと、そういうお話をさせていただいて、今まさに一生懸命、加盟店拡大に努めていただいているところであります。

それともう一つは、千葉委員もおっしゃったように数がそろえばいいのかということではなくて、使える店がそろって、ラインアップとして必要である。それは何かというと、食料品店であったり、小売業、飲食店だと思うのですね。ここをいかに理解していただいて増やしていくかということが必要であろうということでありまして、12月1日がもうタイムリミットだと思っていましたので、そこから逆算して、今回の議会が最低限必要な期間として、今回を逃すと12月1日から後れてしまうだろうということで、ぎりぎりかもしれませんけれども、タイムリミットぎりぎりのところで今

回の提案をさせていただいたということでもありますので、何とかこれは、ずっと商工会とはお互いに協議をしていますから、今日議決をいただければ、12月1日に間に合うような形で取り組んでいけるだろうなと思っているところでもあります。

それと、もう一点、先ほど来出ていますが、大型店の取扱いについてであります。

これは商工会会員側から見ると、大型店が入るとポイントをつけても、ほとんど持っていけるのではないかと、そういう心配があるわけでもあります。ただ、消費者から見ると、日常的に使うのは大型店と言われている食料品店でありますから、ここが入るか入らないかによって随分使い勝手が違うわけでもあります。

これは、なかなか難しい話であります。今、どっちがどっちと、本当に究極の選択というのは、なかなか難しいわけでもありますけれども、これは長らく続かなければならない制度であると。町が1億円を出して、今、本当に永続的に続いていかなければならないということを考えれば、利用されることが一番でありますから、大型店の扱いについて私は、今、打診はしました。打診をしてなかなかシステム上難しいと言いつながら、これは大型店が入らないことによって、この制度がパークスタンプですか、このように終わってしまうことはあってはならないと思っていますので、そこは大型店の意向、それと商工会の意向、これをしっかりと調整しながらやっていく必要があるのだろうなと思っているところでもあります。

○委員長（田口廣之） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 大分整理はされましたけれども、大型店、本当に僕は悩ましいと思う。どっちも真なのです。間違いではないのです。だけれども、本当に根っこにある地元商店街、商工会会員、それを守ろうとすると、大型店が入ってしまえば今と同じ、もっと流れるかもしれない。そんなこともあったり、では収支、事業そのもの全体を考えたときにどうかというと、やはり売上げを増やさなければならない。本当にこれは難しい判断だと思いますけれども、今日結論をどうのこうのとは言いませんけれども、やっぱりそこは商工会の役員というか意向も踏まえながら、行政がそこは大局的に長い目で見て判断しなくてはならない部分もあるのだろうと思うのです。ですから、そこは今後のいろんなことに委ねたいと思います。

それと、収支なのですけれども、私はやっぱり商工会の執行部、頑張ってもらいたいと思う。赤字になってこの分補填してくださいなんていうことにならないように頑張ってもらいたいと思う。それ以上は言いませんけれども、期待を込めて、健全経営、そしてまたカードそのものがどんどん広がって、いい事業でいくことを願って質問はここで終わります。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点伺います。

利用者の見込みの数字として、令和8年、安定期に入ってから6,380人が常時利用者とあるのですけれども、先ほど千葉委員が言われたように、産業建設常任委員会で視察してきたところでは、人口約1万人弱のところで、令和3年度1年間にプレミアム商品券など以外で町民がチャージした金額が4,894万円と伺いました。その実際の人数といいますか、チャージした件数が1,486件とお聞きしました。1人の方が2回チャージしているということもあるので、これが人数に相当するかどうかは、分から

ないのですけれども、人数だと考えて、その町の人口の15%ぐらいになるかなと思います。先ほど見込みで出されていた6,500人ぐらいというのは、幕別町で言いますと25%ぐらいになると思うのですけれども、その見込みの数を出された根拠があれば教えていただきたいと思います。

もう一点は、まだ地域通貨、幕別町と同規模の町で成功した事例をちょっと私自身は探し切れなかったのですけれども、この取組をやってどの時点でどのように検証をしていくのか、考えておられることがあったら伺いたいと思います。

ずっと昔に地域振興券を国が行ったときに、地域通貨が2,000種類ぐらい全国で導入されて、その後、いろいろと負担も大きかったというので途中で休止するだとか廃止する地域通貨もあったようで、その後また今違う形で地域通貨が見直されているということはあるのですけれども、この取組、先ほどから出ているようにいろいろと課題があるかと思ひまして、どの時点でどういうふうに評価をしていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 利用者の見込みの根拠についてでございます。

こちらにつきましては、商工会と協議の上、管内の他町の事例を参考に出したところでございます。他町では、人口の28%が所有しておりました。そのため、幕別町に置き換えたときには、人口2万5,900人ですので約7,350人、若干初年度ということで認知度の関係から5%ほど見込んで23.1%ということで、令和4年度は6千人と見込んでおります。

1万人にした理由につきましては、こちらについては、マイナンバーのカードの所有率が今38%ございます。そのため、この規模の部分であれば約38%はないといけな

いと思ひまして、それで1万人と設定したところでございます。

次に、今後の検証の部分でございますけれども、商工会におきましては、今現在、地域通貨事業の運営委員会を開催しながら事業の運営について協議しているところでございます。そのため、商工会においても事業実施年度ごとに検証を行うとともに、それにつきましては町も一緒に事業年度ごとに検証を行っていく考えでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 改めて確認しますけれども、他町の事例を参考に利用者の見込みを算出したということなののですけれども、幕別町と同じような規模だったり、町の店舗の数だったり、そういうのも勘案して判断されたということですか。

産業建設常任委員会で行った町では、人口は1万人ぐらいなのに事業者、地域通貨の加盟は300を超えるお店があるというお話でもそれぐらいだったので、そのあたりもうちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 人口規模につきましては、管内において幕別町は若干人数が少ないところでございます。ただ、事業者数等とかにつきましては、幕別町とほぼ同じような事業者数がございましたので、今現在、実際に円滑に運営していたものですから、そこを参考にしたところでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 今いろいろと議論されているのですけれども、行政側の思いも分かりますし、今、委員からいろいろと意見が出ていますけれども、懸念されていることも、私も同じ思いであります。地域通貨に関しては、まくべつパークカードが廃止になったということがあるように、全国的に衰退しております、それで最近、デジタル化することによって新たな価値が見いだせるということと、運営上、コストの削減、事務処理の軽減につながるということや、行政ポイントなどと連動できるというメリットはあるとは思っています。その上で、私も消費者側の立場で、幕別の実情と照らし合わせて、導入して継続して有効に活用できるのかとか、利便性がよくなるのかとか、地域経済にこれで活気が生まれるのかといったことを懸念しておりますので、この機会に何点か確認させていただきます。

1点目なのですけれども、はじめに確認しますが、この端末は将来的にも、まく P a y に限定した端末になっているのかどうか。

2番目が、既に導入している自治体は、様々なプラットフォーム型ですとか様々なシステムを活用していますが、先ほど委員から質問もあったのですけれども、それぞれメリット、デメリットがあると思います。幕別町は、導入に当たって、どういったデジタル地域通貨を調査研究してこのシステムを選択したのかというところを聞きたいです。

3点目、また今後このデジタル化、こういう端末を使うことによって、新たな手間、新たなメンテナンスが必要になってくると思います。ランニングコストや微調整するためには、事業所においては人員も必要になってくる場合もありますが、その辺のところについての認識を伺いたいと思います。

次の4点目なのですけれども、参加事業者数149ということで、7月末には70にも満たなかったもので、努力されたのだとは思っています。これを見ると、使える事業所も少ないのはそうなのですけれども、比べたら札内地区が幕別と同じくらいの利用者数になっており、人口規模からいってもっと増えてもいいのではないかと思います。それは、そもそも会員として登録している札内地区の事業者が少ないということにもつながると思うのですけれども、新規に開拓するということも大事なのではないかなと思います。この4年かけて目標が20事業所がプラスになるくらいなので、4年かけて20事業所というのは、大変少ないのではないかと思います。そうした中で登録者数を増やしていくというのは、令和8年には1万人を目標にしているのですけれども、先ほどお話もありましたけれども、ふだん使えるお店が少ないということとか、お年寄りが多いことなどもあって、登録者数、この1万人を実現するのは難しいのではないかなと考えます。大型店の話も出ておりましたけれども、賛助会員、商工会において賛助会員というのは、どういう位置づけなのでしょう。ちょっと分からないので教えていただきたいです。

とりあえず、今、質問です。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） この端末につきましては、まく P a y の専用であります。今の時点では汎用性とかにはつながってはいないのですけれども、ただ、インターネット回線を活用しますので、商工会とのメールのやり取りですとか、そういった部分につきましては活用できると考えております。

次に、この事業者に決定した理由でございますけれども、今、様々な事業者があります。メリット、デメリットもある中で、今回、商工会のほうとしては、チャージをして常に利用をする方のカードと、併せて、これまで共通商品券というプリペイドカードと一緒にできるシステムというのが、これしかなかったものでございます。1つはチャージをしながら使えるもの、1つはチャージはしないけれども併せて同じシステムで運用できるもの、その関係がありましたので、このシステムに選定しているところでございます。

次に、今後のシステムの更新等につきましては、当然ハードですから更新というのは今後必要になってくるところではございます。ただ、これにつきましては、今現在、通常10年程度使えるという話は聞いておりますので、あとオペレーションの人員につきましても、運用が始まったら運用の部分で必要になってきますが、それについては商工会と随時調整しながら進めていきたいと考えております。

次、賛助会員の資格につきましては、町内に本店がない事業者を賛助会員としている資格でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 最初の4点、それぞれ説明いただきました。とりあえず連動して使えないシステムだということが分かりました。

今後いろんな目に見えないこととかが出てくる可能性もありますので、事業者も困らないように、やはりその辺は丁寧にやっていかなければならないと思いますし、前に委員会のときにバッテリーのことを聞いたのですけれども、それは商工会が負担するという事で理解しています。例えば賛助会員を、幕別町に本店がない大型店なのですけれども、大型店においては、いろんな店舗を持っているので、一つのシステムがもう出来上がっていて、それに幕別町だけを組み込むということは、なかなか難しいこともあると思います。ただ、使えるお店がたくさんあることで登録者数が増えるという、そういったこともあります。例えばハイブリッドみたいな使い方、それは無理ですね。ハイブリッドとか大型店枠を設けるとか、今後はそうなってくると経費の面でどうなのかということにもなると思うので、難しい問題だと思います。以前あった地域通貨というのは、やはり使えるお店が限られているので、どうしても限られている中で、たまにしか使わないところのカードを持っていると、なかなかいろいろと工夫しないと、うまくやっていくことが難しいのではないかと思います。

最初に部長の思いを聞いて私もすごく共感するところでありますが、商工会と事業所、そして町が一体になって地域経済が豊かになるように努力して欲しいと思いますが、大型店の扱いなのですけれども、難しいと思うのですけれども、大型店枠ですとかハイブリッド方式とか、そういったことは今後考えていく余地というのはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 大型店の扱いにつきましては、先ほど町長が千葉委員にお答えさせていただいたとおり、基本的には地元の商店街のためというのがありますけれども、今後において、そういったことも検討しなければならんということが出てきた場合には、それは検討の余地もあるということでもありますけれども、現状スタート時

には、大型店の枠を設けるとか、そういったことは今の商工会では考えてはおりません。

○委員長（田口廣之） 内山委員。

○委員（内山美穂子） せっかく導入されるのですから、利便性がよくなった、活気が出てきたというふうな声上がるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今の経済部長のお答えの中で、今この制度を導入することによりまして地元の商店を守ることになる、商工会は生き残りをかけて実施したい、このようにお答えになっております。

それで今、資料の7ページなのですけれども、未加入者が175者になっているのですけれども、加入できない理由は、どのような理由でこの制度に加入できない、そういうことになっているのでしょうか。

それと、やはり地域の消費者の立場にすれば、小売業者ですとか飲食業ですとか、実際に生活に密着しているところで利用できるのがいいのかなと私は思います。

それで、こういうところでは、やはり今、高齢化が進んでおりまして、もしこの制度が導入された場合には、なかなか商店の後継者がいないと、このタブレットを利用するですとか、買物したときのタブレットの利用の状況ですとか、そういうことを考えると不安になるという声が多々寄せられております。それと消費者も高齢化しております。特に幕別地域は高齢化しておりますので、そういうものをしっかり活用して地域の活性化につながるのか、そこが非常に不安なのですけれども、これから説明をされていくということなのですけれども、その状況をどのように捉えているのか。私は地元の商店が活性化していくというのは大事だと思うのですけれども、この制度だけではなくて、そのことも含めてやはり消費者が利用できる、そういう対策が必要だと考えているのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） まず、1番目の加入できない理由のところでございますけれども、今現在、商工会の会員が一店一店訪問して説明をして回っているところでございます。その中で聞いている話では、店主が高齢者夫婦で跡継ぎもいない。今後、数年以内に経営を辞めるかもしれない、そういったところはまず難しいと。あとはインターネットにつながっていないので不安感があると。あと系列店では、本社が既にカードを持っているので、新しいカードに対してなかなか許可が下りないというふうな話、それぞれ個々の事情によるのですけれども、そういった理由で加入ができないという話は聞いております。ただ、商工会参加数324のうち149が今参加合計数なのですけれども、それ以外の部分については、今現在も協議中の部分も含まれています。そのため参加合計数につきましては、今後も増加していく予定ではございます。

次に、2番目のタブレット利用に対する、特に高齢者が不安だということでございます。これにつきましては、事業者もそうですし、当然利用する消費者の部分もそうですし、事業者に対しましては、特に金額の精算になるものですから、そこは今後11月、12月にかけて説明会を開くなど、対応していく考えでございます。消費者につきましても、広報やホームページ、そういったものを使いながら、また、商工会と連

携して、こういったふうな利用者の不安を解消できるかにつきましては、引き続き協議をして、説明会を開くなど対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 加入できない理由を、今、答弁いただいたのですけれども、この理由の説明を受けまして、後継者がいないですとか、それからタブレットをしっかりと利用できないですとか、そういうことで加入を考えているという、そういう説明でした。

私も地域のお店にお聞きしますと、そこが非常に不安だと言うのです。それが続けられて始まると、店を閉めなければならないと、そういうように考えているところもあるということなのです。ですから、丁寧に説明をして、そして継続的に援助していく、そういう手だてを取らないと、なかなかお店を続けていくことができない、そういうふうな不安を大きく抱えております。そして、そういうことを、先にチャージしなければなりませんよね。その場所も限られておりますよね。そうすると、そこまで行ってチャージしなければカードが使えないのかとなると、カードを使わないよとか、また、そういう面倒なことをするのだったら幕別以外のお店で買物するかもしれないとか、そういう声がもう既に届けられているのですね。ですから、そういうところを懇切丁寧に説明して対応していかないと、生き残りをかけて進めていく、そういうふうにならないのではないかなと非常に不安に私は思っております。

ですから、この制度をスタートさせるのであれば、そういう手だてをしっかりと取って、消費者が安心して買物できて、商店街の方たちもしっかりこの制度を利用できる、そういう手だてを取ってからのスタートでなければ、混乱するのではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 繰り返しの回答になってしまうのですけれども、やはり事業者に対する説明というのは、当然大事ですし、それは商工会と町が一緒になって訪問するなり、事業者の声、特に制度開始直後というのは当然様々な新しいことに対する懸念というのはありますので、利用者に対しても当然ですけれども、対処、説明を丁寧にしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

審査の途中ですが、15時50分まで休憩いたします。

15 : 41 休憩

15 : 50 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点ほどお伺いしたいと思います。

地域通貨のことなのですが、先ほど野原議員もお話がありましたが、やはりサポート体制はすごく大切なのだなと思っています。いわゆるオンラインもそうですけれど

も、いろいろなものを買ったときに、そういうときのトラブルに対して必ずサポートがあるのです。事業者の説明会を開きますみたいなお話がありましたけれども、要はそのときにトラブルになったとき、例えばうまく決済できませんでした、機械が動かなくなりましたというときに、サポート体制というのを必ずつける必要があるのだろうと思います。今回の事業予算を見ますと、システムの利用料がよく分からないのですけれども、そういったことを既に考えられているのか。特に今回、商工会がアンケートにおいては、端末操作の不安ということを大変多くの方が挙げられています。そうしたところを考えた取組をされていないのか、お聞きしたいと思います。

2点目です。先ほど町長が1億円の事業、今この交付金がある中でというお話がありました。町長もご存じのとおり、デジタル庁ができて、今後、自治体クラウドみたいな話があります。私はそれについてどうなのだろうという思いはありますけれども、きっと予算計上は、いわゆるデジタルシステム交付金みたいなものが、きっと出てくるのではないかなという想定もあります。それをコロナ対策、今、事業者が大変ですよ、それとか大変な状況で今これから行うという導入が本当に適切な時期なのかについて、やはり疑問が残ったところですから、いわゆる国の交付金についてどういったものなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからは、サポート体制についてご説明いたします。

当然、事業実施主体、商工会が中心になっていくのですけれども、今8月から採用している地域おこし協力隊の方も通じながら、職員と、あと町と一緒に、特に制度が始まってからの消費者とか事業者からの問合せというのは多くなってくるので、そちらに対しては十分な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 財源の関係ではありますが、まだ現状におきましては、デジタルシステム交付金、そういったものの詳細といいますか、まだ見通しが示されておられませんし、先ほど経過の中でご説明しましたとおり、商工会とはコロナ禍になってから、昨年の段階から、こういったものを入れたいということで、ずっと協議をしてまいりまして、そういった中でこのコロナ交付金を活用して、コロナ禍におけるキャッシュレス化の導入ということで、この財源を使わせてもらうということで決定をしたところであります。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） サポートなのですが、やはりもう少し細かく決めてスタートしていただきたいと思います。特に最初に、導入段階から不安な方々が出ます。初めから入れるのか、いや、こういったサポートがあるから安心ですよというのが、まず大前提になってくるのではないのかなと思うので、ぜひその辺の経過を考えていただきたいと思います。

臨時交付金については、私はコロナの感染対策で電子通貨なのかというところで、多少どうなのだろうな、町がそういうふうに決めたというのなら、そうなのでしょうけれども、キャンペーンの部分については多分理解はできますけれども、システム導入がコロナ対策なのかというところで、本当に6,000万円もあれば、もっと違う事業

が展開されてもよろしかったのではないかなというところが本当に思っています。今、経済部長のほうから、この間詰めてきましたというお話がありました。でも、先ほどたくさんの方からお話を聞いていますと、本当に大丈夫なのかなと大変不安に思っているところでもあります。

交付金については分かりました。サポート体制については、ぜひ始まる前から構築することを、ぜひ考えていく契機だと思いますが、どうですか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 繰り返しになるかもしれませんが、今、商工会のほうでも順次その開始に向けて体制づくりを進めておりますので、町と一緒に実施していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかにありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） これまで委員の皆さんから出されました様々な質問について、私自身も疑問や分からないことがありまして、一つ一つ共感しながら聞いておりました。

この冷え込んだ地域経済をどう立て直していくかという中の一つの手法として、今回、地域通貨を取り入れていくということであり、また、1年も前から準備されていたということをお示しいただきましたけれども、私はやはりもっともっと事業者も住民も共通した理解ができた中でスタートできれば、本当はいいのではないかなと思っています。いろんな諸般の事情を聞いていますから、今この時期にということ进行を否定するわけではありませんけれども、これだけの全町民に関わる、全事業者に関わるような事業であれば、この私ども議会に対する説明も、もっと違った形で、いきなり本会議に出されるという前に手だてがあったのではないかと思います。そういうことが住民との共通理解を進める手順として大事であったと思います。それはなぜできなかったのかも含めてお答えいただきたいと思います。と申しますのは、先ほど内山委員や、それから酒井委員からもありましたけれども、地域通貨というのは、もう既に開発されてといいますか、利用されるようになって20年が経過しているということが報告されております。しかし、全国で発行されている地域通貨のほとんどが廃止や休止を余儀なくされてきたという流れがありまして、それを乗り越えていこうというきっかけになっているのが今回のデジタル地域通貨、デジタル化によって今までの様々な問題を克服してやっていこうと新たな芽が出てきているのが今の段階だと思います。

でも、デジタル通貨であっても、それから従来型の幕別のパークポイントなんかもそうですけれども、やはり利用が場所と期限が限定されるということは、発行者側にとっては地域の経済活性化であっても、利用する側からすれば、その制限がなるべくないほうが使いやすい。つまり使えるお店はたくさんあって、それから地域も広がってと、そういう中で日常、先ほどもありましたけれども、そのカードを持っていれば全て買物が、あるいはいろいろな生活の改善に向けてのいろんな働きかけができるのだというふうになっていけば、これは一番いいわけですが、でもそこが今の段階では幕別町で1千近くある企業の中、しかも商工会の会員さん324の中で半分も満たない149件でスタートするという事を思えば、やはり利用者側からとっては、

使い勝手がいいということは言い切れない状況だと思うのです。それを乗り越えて、この事業が本当に地域のためによく役立つのだよ、あるいは地域のコミュニティを応援する、お店を応援するよという、そういう全体のストーリーといいますか、そういうものを示していかなかったら、なかなか賛同は得られないのではないかと思います。

それが今これまで皆さんが出されてきた事業者自身のもっと加盟がされるような取組はどうなのだとということ。あるいは利用する消費者側が、もっとこの通貨の中身を分かって、そして楽しんでスタートできるという取組。そういうものと、さらに一番柱となります、経済的にこの事業が安定して運営されるに至るまで、幕別がどこまで関わるのか。そして、これからの将来不安もどのぐらいになっていくのかなどということも、しっかりと示していただかないと、なかなか喜んで出発ということにはならないなと思います。

それで、今日はもうここまで提案されているわけですから、これから努力すると言われていたこと、たくさんありますね。消費者に対する説明会、学習会もそうですし、事業者に対してももっと入っていない人たちに対することもそうですし、そういったことについてスケジュールをもう少し明らかにして、それから町の予算、今後どのぐらいこの事業を維持していくのに必要というふうに想定されているのか、そういうことも明らかにしていただいて、そしてスタートさせる、そういうことが大事だと思うのですが、お答えいただければください。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） まず、1点目の議会に対する説明であります。

説明が足りないということは真摯に受け止めて、申し訳ございません。担当といたしましては、産業建設常任委員会において、一度ですけれども、ご説明はさせていただきました。また、それと先ほど来から出ておりますけれども、産業建設常任委員会の皆さんも先進地に視察に行かれたということで、こちら側としては、これで説明したという気にはなっておりました。大変申し訳ございません。まだまだ足りなかったということで反省しております。これだけの大きな事業ですので、丁寧に説明すべきだったという点で、誠に申し訳ございません。

それと、これからの努力、説明会ですけれども、これからの説明会ですとか住民周知でありますけれども、町としましては、広報ですとかホームページ、そういったところはもちろん周知に努めてまいりますけれども、商工会においても事業所を回って、分からないところには丁寧に説明をする、そういったことも含めて周知には努めてまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュール感ですけれども、事業者に対する説明会ですとか、そういったことはやっておりますし、随時回っておりますので、12月1日に向けては、まだ理解できない、難しいと考えていらっしゃる方には、丁寧にこれからも説明をしていくと考えております。

また、予算の関係でありますけれども、先ほど説明の中で、収支見込みについては8ページでご説明させていただきました。現状においてはこういうふうに見込んでおりますので、現段階ではこれ以上の説明をするのは難しいということであります。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後の見込みのところが大事だと思います。現段階ではこれだけだということで、致し方ないのだろうと思うのですが、はっきり申し上げまして、この見込みの数字であれば、決して将来的に安定して進んでいくだろうとはなかなか見込めません。つまり、先ほどもありましたけれども、4年後の固定費がかかってからの状況を見ていると、本当に収支の見込みが僅かではなく、会員の加入状況によってはマイナスになってしまうのではないかとということも本当に懸念されます。

したがって、希望はもちろん希望として増やしていきたいというのはあるのでしょうか、町が三極化している状況の中で、特に札内方面が少ないとか、あるいはそこのところの解消をどうするかとか、それから小売店の日常的に使うところのお店を増やしていくためにどうするのかとかという、そういった住民目線に立った改善というものが絶対に必要だと思います。現時点ではこれまでだということでありますから、これは意見として、今後の事業を進めるに当たって、一体どのぐらい、どういふふうに増やしていくか、どう努力するかということも、見える形で随時必要なときに示していただいて、1億円になる事業でありますから、しっかりと成功につなげていくように取り組んでいていただきたい、このように思います。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 使える店舗も現状では149でありますけれども、我々も商工会と一緒に回って増やすと、そういったことも今まで商工会とも話をしてきました。町としても、しっかり商工会と気持ちを一つにして、できる限りの取組をする覚悟であります。

店舗数については、やっぱり飲食、小売、そこは我々も100%入ってくださいということは言い続けています。しかしながら、経営者の高齢化ですとか、先ほど申し上げたとおり、なかなか難しい店もありますけれども、やはりこれからはキャッシュレス化を導入しないと生きてはいけないのですよということを商工会とともに我々も言い続けて、できる限り使える事業所を増やして、本当に皆さんに応援してもらえるように、町も商工会と一体となって取り組んでまいります。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 姿勢としては分かります。

言いたいのは、本当に魅力あるものだという、何となく今の部長のお話ですと、もうこの道しかなく、これに入らないとというそういった傾向が見られます。したがって、みんなで築き上げるというストーリー、最初に申し上げましたけれども、そのところをぜひ力を入れていただきたいということを申し上げて、答弁はよろしいです。終わります。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） まず、意見としてなのですが、先ほど来ありました大型店の参加につきましては、中小事業者から大型店に流出していくという懸念が当然ありますので、まくP a yを導入する意味合いがなくなるのではないかと、そういった懸念があるということは、意見として申し上げておきたいと思います。

それと、事務的な話なのですが、プレミアム商品券の場合、1人当たりの購入制限があったと思うのですが、今回チャージの30%がプレミアム部分、還元

されるということで、例えばプリペイドカードにチャージを何回もして使った場合、そもそも1人当たりの還元の上限額というものが把握できるのか。また、上限額の設定というのを考えられているのかということでもあります。

あともう一つが、商工会の方、熟慮の上、将来に向けての方策を十分考えられたと思うのですけれども、ほかにもクレジット決済や様々な電子決済の方法があると思ひまして、最近よく目についておりますのが、例えばちょっと特定の会社になるのですけれども、PayPay、今、登録ユーザー5,100万人ということで、全国的に広まっている状況で、町内の中小事業者さんでも既に導入されているところ、少しではありますが、あるかと思ひます。自治体とPayPayが連携をしまして、町内の対象店舗で利用したら何十%還元しますよといったキャンペーンも、今現在もそうですけれども、やっているのが見受けられます。10月なんかは56自治体で開催中で、最大10%から40%の間で還元が行われているようでもあります。十勝管内ですと、芽室町ですね。既に第2弾、7月から8月にやりましたけれども、10%還元。広尾町では来月から12月末まで、これも第2弾、20%還元実施予定となっております。今回、そういったPayPay以外の決済システム会社ですか、そういった会社を考えられているかと思うのですけれども、この会社をご検討された経過といいますか理由、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 1番目は意見という形だったと思うのですけれども、2番目のキャンペーンの関係についてご説明いたします。

キャンペーンにつきましては、今現在、今、委員おっしゃったように、1人当たり
の上限額だとか、そういった問題もございます。システムの設計の仕方について、実際にどのように運用するかについては、検討中でございます。今、電子マネーにチャージできるのは上限10万円までです。なので、いくらにするかはまだ決めてはいませんけれども、10万円を超えることはございません。

3番目のクレジットの部分ですが、PayPayにつきましては、1.98%の決済手数料がかかります。他店についても同様の金額がかかります。それで、トッパンにした理由の1つとして、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、チャージができる電子マネーと、チャージできない、要はプリペイドカードを同時に運用できるというのがトッパンシステムのシステムだけだったものですから、こちらに決定した理由でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 1人当たりの上限なのですけれども、10万円チャージはできるのですけれども、例えば10万円を例えば30万円で3回やりましたと。そこにまた還元が来る。何枚も持てないということですか、そうしたら。1人1枚。だから、その辺のプレミアム商品券なんかも上限を決めてやって、1人に偏ってしまわないような形でされていたと思うのです。そういうシステムは今回どうなのですかということを聞いただけなのですけれども。

あと、トッパンという話ありました。決済手数料の話、ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですけれども、PayPayなんかも1.6から1.98%の決済手数料というふうにちょっと調べたら出てきて、分からないのですけれども、さらに何か経費がかかるのか

も分かりませんが、PayPayなんかも結構メリットがある。今、町税等の納付もこのPayPayでできるようになっていまして、PayPayを推すわけでは全然ないのですけれども、消費者のほうも基本付与率が0.5%ではあるのですけれども、特定のカードとひもづけると1%の上乗せ、1.5%になるし、さらにお買物を多くすればさらに1%ついて、最大2.5%還元という、そういうステップアップのあれもあるのですけれども、消費者もそうだし、自治体の使い勝手もどうなのか分からないのですけれども、そういう決済の仕方ほかにあるということで、その辺の検討をされたのかどうか、ちょっともう一回お願いします。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） すみません。システムの関係ですけれども、今現在につきましては、1人何枚でも持てる計算になってはいるのですけれども、同時にキャンペーンになりますので、先に窓口に来た方に渡す形になります。そのときに上限を先に1万円を入れて渡すなり、そうすることで1人1回という形にもできますので、そこについての運用方法については、今現在、検討中でございます。

次に、先ほどのPayPayの関係だったのであるけれども、確かに1.6%と1.98%がございます。1.6%については、PayPayのマイストアプランという、特定の契約状況に応じたものだけが1.6%であって、通常は1.98%でございます。そのため、さっきの理由によってトッパンにしたという検討は、ほかのシステムを見比べながら検討を進めてきた次第でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原孟） 電子通貨導入、これによって次の若者に対して、夢とか新しい事業を起こすとか、そういう考えを持って、この電子通貨の導入をしているのか。特に私の聞いている若者は、やはり今、幕別の後継者がいないと、そういうことを言っているけれども、このシステムと店と、それから、いわゆる売り物といいますか、お客さんがいれば、私たちはやりたいのだという若者がかなりおります。ぜひその辺の声も一度聞いてみたらいかがでしょうか。

それと2点目には、カードと聞けば、いわゆる不安とか不便、不人気、そして紛失という5つのフがつきます。それをいかに払拭して次のカードの導入を目指すのか、そこがはっきりしなければ、やはり加入者の増はないのだと思います。それに対してのイメージアップ、そういうことをどう考えているのか。

それと最後に、11月の事業者に向けて説明会があると聞きます。先日の時事川柳にこうありました。「高齢者 置いてきぼりの デジタル化」、そういうことが詠まれておりました。それをなくすのは、やはり加入者を増やすというために、商工会長以下、商店の方が、熱い入会を望む声がお客さん、加入者に聞こえなければ、私は入会者は増えないと。町は、そういう商工者の声や、商工会長の熱い思いを確認して、この事業を取り入れているのか聞いておりますか。

以上です。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋慎） 先ほど来、加盟事業者取扱店の募集に当たって、高齢者の

方を中心になかなかできないという理由は聞いている一方で、多くの若い方については、非常にこの機会にぜひやりたいという声を聞いて、積極的な事業者はこの事業に参加をいただいているところでございます。そのため、この事業というのは、当然今の部分はございますけれども、今後の幕別町の経済をどのようにしていくかというところを非常に重視しています。なので、若者の声につきましては、これまでも聞いてはいますけれども、引き続き聞きながら一緒に検討していきたいと思っております。

次に、2番目の5つのフということで提示されておりましたけれども、この事業はやっぱりイメージアップというのは当然重要です。それは電子カードのデザインもそうですけれども、制度がそもそも魅力的であるということを大前提にしています。なので、それをいかに地域の住民にも伝えることが大事ですので、情報の伝え方というのをこれからよいイメージを持てるように伝えていきたいと考えております。

3つ目です。11月、当然利用者に対する説明会を実施していきますけれども、商工会の会員自らこの事業について積極的に周知して、より多くの事業者に対して説明をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費と12款職員費につきましては、本会議で説明があったとおり、関連がありますので一括とします。

説明はありますか。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 3款民生費、12款職員費と関連しますので、併せてご説明いたします。

3款民生費、福祉灯油等支給事業につきましてご説明申し上げます。

本日配布いたしました資料2をご覧ください。

事業の趣旨であります。灯油価格等の高騰により冬期間の生活全般に深刻な影響を受ける住民税非課税世帯等に対しまして、生活の安定を図るために燃料費等の経費の一部を支給するものであります。

事業内容であります。

対象者の要件は、本年9月30日現在で町内に住所を有している令和4年度の住民税非課税の世帯のうち、高齢者世帯、障がい者の属する世帯、ひとり親世帯などと生活保護世帯の世帯主であり、要件の詳細については、（1）基準日9月30日において満65歳以上の高齢者のみで構成する世帯、（2）として身体障がい者手帳1級もしくは2級の者、療育手帳A判定の者または精神障がい者保健福祉手帳1級の者が属する世帯、（3）として児童扶養手当受給者が属する世帯ほか、1の対象者に記載のとおりであります。

2、支給額は、1世帯当たり現金1万円を支給するものであります。

予算の積算基礎欄をご覧ください。

①事業費は、対象世帯2,550世帯を見込み、扶助費2,550万円を、②事務費は郵便料

として48万円、合わせて2,598万円を福祉灯油等支給事業として計上しております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業であります。

資料3をご覧ください。

事業の趣旨であります。

国の物価賃金生活総合対策として、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する生活の安定を図るために給付金を給付するものであります。

事業内容欄をご覧ください。

1、対象者は本年9月30日現在、市町村の住民基本台帳に記録されている（1）の住民税非課税世帯または（2）の家計急変世帯の世帯主であります。

（1）の住民税非課税世帯は、世帯員全員が令和4年度の住民税が非課税である世帯、（2）の家計急変世帯は、令和4年1月から12月までの期間において、家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯であります。

給付額1世帯当たり5万円を給付するものであります。

予算積算基礎欄をご覧ください。

①事業費は、住民税非課税世帯分として1世帯当たり5万円の給付金を3,450世帯、1億7,250万円と、家計急変世帯分として60世帯、300万円を見込んでおります。

②の事務費としまして、事務補助員報酬等2人分を169万9千円、需用費、消耗品及び印刷製本費としまして46万8千円、役務費、郵便料及び口座振込手数料として133万4,000円、そのほか委託料ほか、計490万7千円を見込んでおります。

③の職員給与費180万円は、この事業の事務に要する正職員の時間外手当として、12款職員費の職員給与支払事務事業において計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 3款民生費と12款職員費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費について説明はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 4款衛生費につきましては、説明がないということでありますので、4款衛生費について質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 4款衛生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費について説明はありますか。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6款農林業費の化学肥料購入費助成事業につきましてご説明いたします。

本日お配りをしております資料の4をご覧ください。

事業の趣旨であります。肥料価格が高騰している中、農業経営への影響を少しで

も軽減し、次年度も農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部について、化学肥料購入費助成金を給付することにより、町内農業者の肥料購入費の負担軽減を図ろうとするものであります。

次に、事業内容につきましてご説明いたします。

はじめに、1 対象期間であります。本年6月1日から12月31日までの間に発注され、令和5年5月31日までに納品される化学肥料を対象とするものであります。

次に、2 助成額であります。ただいまご説明いたしました対象期間中に購入した化学肥料1トン当たり1,563円を上限に助成するものであります。

次に、3 対象者であります。幕別町に住所を有する個人または法人の農業者とするものであります。

次に、予算積算基礎につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算の積算に当たり、肥料使用量を4万2千トンとしておりますが、各農業協同組合における昨年度の同時期における化学肥料の購入実績などを基に積算したものであります。

これに助成額の1トン当たり1,563円を乗じたものが、総額で6,564万6千円となるものであります。

次に、その下の米印で記載しておりますが、参考として国及び北海道が実施する肥料価格高騰対策についてご説明いたします。

はじめに、国が実施する肥料価格高騰対策についてであります。肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、土壌診断による施肥設計や堆肥並びに緑肥作物の利用など、化学肥料の2割低減に向けた取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援するものであります。

はじめに、1 対象期間であります。本年6月1日から令和5年5月31日までに購入した肥料を対象とするものであります。

次に、2 支援額であります。本年の肥料購入費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率により肥料費の増加額を算定し、その7割を補填するものであります。

次に、北海道が実施する化学肥料購入支援金給付事業についてであります。肥料価格が高騰している中、農業経営への影響をできるだけ軽減し、次年度の農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部を給付するものであります。

はじめに、1 対象期間であります。町の化学肥料購入費助成事業と同様であります。

次に、2 給付額であります。対象期間中に購入した化学肥料1トン当たり3,125円を上限に給付するものであります。

先ほどご説明いたしましたとおり、町が実施する化学肥料購入費助成事業は、北海道の給付単価のおおむね半額を助成するものであります。

次に、3 対象者であります。道内で農業を営む個人または法人、農業者が出資主体のコントラクター組織や作業受託会社等を対象とするものであります。

次に、A3判の別添資料をご覧ください。

この資料は、j欄にあります経営規模ごとに、g欄の国の支援金及びL欄の北海道の

給付金、n欄の町の助成金を算出し、一番右側の0欄にありますとおり、経営規模ごとに農業者が実際に負担増となる額を試算したものであります。

また、表の一番左側に記載のとおり、肥料使用量と肥料価格につきましては、作物ごとに違いはありますが、平均して肥料使用量を10アール当たり160キログラム、肥料価格を1トン当たり12万円と仮定して試算しております。

農業者の負担増となる額の試算に当たりましては、表の一番左のa欄に記載しておりますが、農業者が購入いたします当年肥料金額を100万円から一番下の4,500万円まで仮定してそれぞれ試算しておりますが、資料の一番下に抜き出しておりますのは、幕別町の令和2年農林業センサスにおける1経営体当たりの耕地面積が42.8ヘクタールと示されておりますので、平均耕地面積に近いj欄の経営規模が41ヘクタールの部分を上の表から抜き出したものであります。

この平均的な41ヘクタールの経営規模で試算いたしますと、国からの支援金額はg欄の144万4,444円となり、肥料価格高騰分の70%の給付額となります。

北海道の給付額は、L欄の20万6,680円となり、肥料価格高騰分の10%程度の給付額となります。

さらに、町の助成額は、n欄の10万3,373円となり、肥料価格高騰分の5%程度の助成額となりますので、最終的な農業者の負担増分としては30万8,995円となり、肥料価格高騰分の15%程度になるものと見込んでおります。

なお、町内の農業協同組合におきましても、町が実施する助成事業と同程度の支援を組合員に実施する予定とお聞きしておりますので、農業協同組合も助成事業を実施した場合の農業者の最終的な負担増減は、肥料価格高騰分の10%程度となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 6款農林業費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

歳入につきましては、本会議で説明がありましたので、説明は省略し、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、全体質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 全体質疑につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

16：35 休憩

16：36 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員のご意見を伺いたいと思います。

議案第98号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第9号）について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） なければ、議案第98号に対する意見は、以上で終了いたします。

議案98号に対する説明、質疑、意見まで全てが終了いたしました。

この後の討論、採決は産業建設常任委員会が行うこととなりますが、議案第98号に対して発言漏れ等はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） なければ、以上で終了いたします。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了16:37）